

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	水大気環境課	整理番号	4-5
処分の種類	総量規制にかかる湖沼特定施設の改善・措置命令			
根拠法令条例等・条項	湖沼水質保全特別措置法第23条第6項			
処分の概要	湖沼総量削減計画に基づく汚濁負荷量の削減を水質汚濁防止法に規定する総量削減計画とみなし、特定施設(指定地域特定施設とみなされる施設を含む)に対し、水質汚濁防止法の規定により、基準遵守のために処理方法の改善を命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】※ 水質汚濁防止法に準じる。 ・水質汚濁防止法 第13条第3項 都道府県知事は、その汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排出水が排出されるおそれがあると認めるときは、当該排出水に係る指定地域内事業場の設置者に対し、期限を定めて、当該指定地域内事業場における汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			